

シートベルト装着義務免除の法的根拠

道路交通法が昭和 60 年 8 月に改正され自動車の座席ベルトの着用が義務付けられたが、牛乳販売業等の業務中は装着義務免除となった。この法的根拠は次の通りである。

シートベルト装着義務免除関連法規

道路交通法

昭和 35 年 6 月 25 日 法律第 105 号 最終改正：平成 27 年 9 月 30 日 法律第 76 号

第 71 条の 3 の 1 自動車の運転者は、道路運送車両法第 3 章及びこれに基づく命令の規定により当該自動車に備えなければならないこととされている座席ベルト（以下「座席ベルト」という）を装着しないで自動車を運転してはならない。ただし、疾病等のための座席ベルトを装着することが療養上適当でない者が自動車を運転するとき、緊急自動車の運転者が当該自動車を運転するとき、その他の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

道路交通法施行令（座席ベルト及び幼児用補助装置に係わる義務の免除）

昭和 35 年 10 月 11 日 政令第 270 号 最終改正：平成 28 年 7 月 15 日 政令第 258 号

第 26 条の 3 の 2 法第 71 条の 3 第 1 項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、次に掲げるとおりとする。

1～5 略

6、郵便物の集配業務その他業務のため自動車を使用する場合において当該業務に従事する者が頻繁に当該自動車に乗降することを必要とする業務として国家公安委員会規則で定める業務に従事する者が、当該業務につき頻繁に自動車に乗降することを必要とする区間において当該業務のために使用される自動車を運転するとき。

座席ベルトの装着義務の免除に係わる業務を定める規則

（昭和 60 年 8 月 5 日 国家公安委員会規則第 12 号）

最終改正 平成 18 年 9 月 15 日 国家公安委員会規則第 25 号

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 26 条の 3 の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づき、座席ベルトの装着義務の免除に係わる業務を定める規則を次のように定める。

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 26 条の 3 の 2 第 1 項第 6 号の国家公安委員会規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

1～3 略

4 米穀、酒類、牛乳もしくは清涼飲料の小売業その他物品の小売業（販売方法として物品の配達（当該物品に係わる容器の回収を含む。以下同じ。）を行うものに限る。）又はクリーニング業に係わる業務のうち、戸別に当該物品の配達又は洗たく物の受取若しくは引渡しを行う業務。

5 清涼飲料、パンその他の飲食料品の製造業（飲食料品を製造し、かつ、製造した飲食料品の配達を行うものに限る。）又は卸売業に係わる業務のうち、当該飲食料品の小売業その他当該飲食料品を使用して営む営業に係わる店舗その他これに類する施設ごとに当該飲食料品の配達を行う業務 附則（省略）

〈備考〉

座席ベルトの装着義務が免除されるのは「国家公安委員会規則で定める業務に従事する者が、当該業務につき頻繁に自動車に乗降することを必要とする区間において当該業務のために使用される自動車を運転するとき。」と定められており、配達区域への往復区間、長距離の移動、高速道路等における装着義務は免除されないと解釈すべきである。安全を守るため可能な限り装着することが望ましい。